

りそな銀行 銀聯カード加盟店規約

【第1条（加盟店）】

1. 株式会社りそな銀行（以下「当社」という）と加盟店契約（「りそな銀行店頭販売加盟店規約」（以下「加盟店規約」という）を承認のうえ当社に加盟を申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体と当社間で成立した加盟店規約に基づく契約をいう）およびこれに基づき締結される覚書等（その名称は問わない）（以下加盟店契約と総称して「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえ当社に銀聯カードの取扱いを申込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体を銀聯カード加盟店（以下「加盟店」という）とします。また、当社が当社のシステムにおいて本規約に基づく加盟店による信用販売の開始を認めた日を本規約に基づく契約の契約日とします。なお、本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約を「本契約」といいます。
2. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「銀聯カード取扱店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のない銀聯カード取扱店舗で当社の加盟店としての信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行う銀聯カード取扱店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。
5. 本契約について、本規約と原契約とが矛盾抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

【第2条（定義）】

本規約において、掲げる用語の意義は、以下に定めるほかは原契約に定めるところによるものとします。

（1）銀聯カード

中国银联股份有限公司もしくは银联国际有限公司（以下総称して「銀聯」という）に加盟している中国および中国国外の会社が発行するクレジットカード等（デビットカード、プリペイドカード、キャッシュカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票、その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、当社が指定するものをいいます。

（2）CCT等

CCT（クレジットセンターターミナル）端末機その他銀聯カードの有効性をチェックする機器をいいます。

（3）会員

銀聯カードを正当に所持する者をいいます。

【第3条（信用販売）】

1. 加盟店は、会員が、銀聯カードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、銀聯カード取扱店舗の店頭において信用販売を行うものとします。
2. 当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行う銀聯カードの範囲も変動するものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとします。
4. 本規約は、加盟店が銀聯カード取扱店舗の店頭において行う販売について適用されるものとし、加盟店が、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、銀聯カード取扱店舗の店頭販売以外の態様の取引により信用販売を行う場合には適用されないものとします。

【第4条（信用販売の種類）】

信用販売の種類は、1回払い販売とします。なお、本規約に基づく信用販売の決済通貨は、日本円のみとします。

【第5条（信用販売の方法）】

1. 加盟店は、会員から銀聯カードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CCT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売において銀聯カードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、ガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、銀聯カードの真偽、売上票他媒体に署名を求め当該銀聯カード裏面の署名と同一であること、および、会員が正しい暗証番号を入力したこと（一部暗証番号の入力が必須でない銀聯カードについてはこの限りではない）等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という）に該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由（故障、電話回線障害等）でCCT等使用できない場合は、信用販売を行うことはできません。この場合、いかなる理由であっても当社は加盟店に対する一切の責任を負わないものとします。
2. 信用販売における取扱い金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等を行わないものとします。
3. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CCT等をその取扱契約に従い使用して当該

信用販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとします。

4. 加盟店は、当社が別途定める場合を除き、CCT等から信用販売時に出力される伝票（以下「売上票」という）のうち、会員控えを会員に交付し、加盟店控えを加盟店の責任において保管するものとします。
5. 加盟店は、売上データの金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当社所定の方法により、当該売上を取り消す等して、新たに本条の手続により、売上データを作成しなおすものとします。
6. 加盟店は、有効な銀聯カードを提示した会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料等を上乗せする等現金で取引を行う客と異なる代金の請求をすること、および銀聯カードの円滑な使用を妨げる何らの制限をも加えないものとします。また正当な理由なくして信用販売を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いを行わないものとします。
7. 前6項にかかわらず、加盟店は、当社が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、加盟店は、変更後の方法により信用販売を行うものとします。

【第6条（不審な取引の通報）】

1. 加盟店は、提示された銀聯カードについて、銀聯カード名義・提示者の性別・銀聯カード発行会社・銀聯カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、銀聯カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義の銀聯カードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、銀聯カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数の銀聯カードの提示があった場合には、特に注意を払うものとします。
2. 前項の場合、当社が当該取引における銀聯カードの使用状況の報告、銀聯カードおよび銀聯カード発行会社の確認、銀聯カードの会員番号等と銀聯カードの会員氏名の確認、本人確認等の調査および銀聯カードの回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。
3. 加盟店は、前2項の場合に限らず、当社が会員の銀聯カードの使用状況など調査協力を求めた場合、それに対して協力するものとします。
4. 加盟店は、当社が銀聯カードの不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

【第7条（不正利用等発生時の対応）】

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第5条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。
2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第5条に違反したまたは不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。

【第8条（信用販売の円滑な実施）】

1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。但し、売上票記載の利用日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第5項およびその施行規則に定める事項などを記載した情報を遅滞なく会員へ提供しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する義務（情報提供義務または書面交付義務を含みますが、これらに限られません）を遵守するものとします。
4. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」という）を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用販売の取消の申請を行うものとします。
5. 加盟店は、第11条第1項で定める売上データが当社に到着した後に会員が当該信用販売を解除したときは、直ちに当社に届出るとともに、当社所定の方法により当該会員と当該信用販売の精算を行うものとします。
6. 加盟店は、加盟店の事由により商品またはサービス等の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。
7. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権に係る申請の取消しを行うこととし、当社は第11条に準じて処理するものとします。
8. 加盟店は、前項により申請を取消した売上債権の立替払金が当社より支払済みである場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は第15条第3項

を準用することができるものとします。

【第9条（信用販売の責任）】

加盟店は、第5条ないし第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとします。

【第10条（無効カードの取扱い）】

1. 加盟店は、当社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードによる信用販売を行わないものとします。
2. 加盟店は、無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められる銀聯カードの提示を受けた場合、当該銀聯カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
3. 加盟店は、当社から特定の銀聯カードの利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、信用販売を行わないものとします。
4. 加盟店は、前3項に違反して信用販売を行った場合、当該信用販売にかかる売上等全額について加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとします。

【第11条（立替払等）】

1. 加盟店は、第5条に基づく売上債権について、信用販売を行った日から15日以内（休日を含む）に取扱契約に基づきCCT等を使用して当社に売上データを送信して立替払いを請求するものとします。
2. 前項の送信期限以降に売上データが送信された売上債権について、当社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟しているもしくは当社と提携関係にある日本国内外の会社が、正当な理由により当社からの当該売上債権の譲渡または立替えて支払うことにつき拒否または異議を唱えた場合もしくは当該会社が当該売上債権あるいは立替払いにより会員に対し取得した債権の回収ができなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第15条の規定に従うものとします。
3. 加盟店は、信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した売上債権の立替払いを拒否されても異議を申立てないものとします。
4. 加盟店は、売上債権および立替払い請求をすることにより発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 当社による加盟店への立替払金支払債務は、売上データが加盟店から当社に到着したときにその効力を発生するものとします。

【第12条（銀聯カードの取扱いの中止）】

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、銀聯カードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社は、銀聯カードの取扱いを中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により銀聯カードの取扱いが困難であると当社が判断した場合
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で銀聯カードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合

【第13条（支払方法）】

1. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日および加盟店への立替払金の支払日は原契約の定めによるものとします。
2. 前項の支払いは、各支払日における合計額から原契約第20条に定める手数料を差引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、支払日は翌営業日とします。
3. 加盟店から本契約に違反した売上データが当社に到着した場合その他、加盟店が本契約に違反した信用販売を行った場合には、当社は加盟店負担する立替払金支払債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. 加盟店から提出された売上データの正当性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社が調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。

【第14条（会員との紛議と銀聯カード利用代金等）】

1. 加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス（附帯関連する役務を含む）等加盟店と会員間の問題に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、当社の許可なく会員に対して当該銀聯カード利用代金を直接返還しないものとします。
3. 第1項の紛議を理由に会員が当該銀聯カード利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該立替払金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した立替払金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
4. 当社から紛失・盗難・不良会員・第三者利用等の理由により銀聯カードの回収を依頼した場合、加盟店は銀聯カードの回収に協力するものとします。銀聯カードの回収につい

て後日会員と紛議が生じた場合は、すべて当社が責任をもって解決するものとします。

【第15条（立替払金の返還等（買戻し）の特約）】

1. 下記のいずれかに該当した場合、当社は、立替払いをせず、または立替払金が当社より支払済みである場合は返還を請求できるものとします。当社は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければならないものとします。加盟店がこの証明を行わない場合には、当社は、立替払金の返還を請求等できるものとします。
 - (1)当社が立替払いをした売上債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他売上データの記載内容が不実不備であった場合
 - (2)第5条乃至第8条に定める手続によらず信用販売を行った場合
 - (3)第10条第1項乃至第3項に違反して信用販売を行った場合
 - (4)第11条第2項の事態が発生した場合
 - (5)第13条第4項の調査に対して当社が合理的と認める協力が無い場合
 - (6)第14条第1項の会員との紛議が解決されない場合
 - (7)会員がクーリング・オフを行ったにもかかわらず信用販売の取消を行わない場合
 - (8)会員が、第8条第5項に定める信用販売の解除を行った場合
 - (9)その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. 第8条第6項の販売を行った加盟店が会員に対して商品またはサービス等の提供が困難になった場合において、この事態を理由に会員が未提供の商品またはサービス等に相当する代金の支払いを拒否したとき、会員の当社に対する支払いが滞ったとき、または会員が当社に対して当該代金の返還を求めたときは、当社は加盟店に対し、立替払金の返還を請求等できるものとします。
3. 前2項の場合、加盟店は当該売上債権および他の売上債権の立替払いに伴い生ずる第13条第2項に規定する振込金から、返還請求等の対象となった立替払金を差引充当すること、ならびに当該立替払金に不足が生じる場合は次回以降の振込金を順次当該立替払金に充当すること等、当社の所定の方法により遅滞なく返金することを承諾するものとします。
4. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が返還等を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求により遅滞なくその残金を一括して支払うものとします。なお、返還等を請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。

【第16条（規約の変更、承認）】

当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載す

ることにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

【第17条（本規約に定めのない事項）】

本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原契約が適用または準用されるものとし、また、原契約並びに本規約に定めのない事項については、加盟店は「取扱要領」等当社からの通知に基づく取扱をするものとします。

【第18条（準拠法）】

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとします。

以上

（2023年7月制定）